

回答書1

令和8年8月13日
福島県県北地方振興局

福島県県北地域観光誘客プロモーション業務委託公募型企画プロポーザルに係る質問について、以下とおり回答します。

No.	質問	回答
1	【募集要領3（1）ア】 「複数の者がグループを構成し、共同提案することも可とするが、この場合は代表する者から企画提案書を提出するものとし、グループを構成する個々の者の参加者資格についても同様に取り扱う。」 と、記載されておりますが、複数の企業で本プロポーザル参加する場合下記のどのパターンでなければならないでしょうか？ ①主たる提出企業が福島県に本社又は事務所・事業所を有し、さらに共同（委託先）企業も福島県に本社又は事務所・事業所を有している場合 ②主たる提出企業が福島県に本社又は事務所・事業所を有し、共同（委託先）企業は福島県に本社又は事務所・事業所を有していない場合 ③主たる提出企業が福島県に本社又は事務所・事業所を有していなくても、共同（委託先）企業が福島県に本社又は事務所・事業所を有している場合	参加資格については、複数の者がグループを構成し共同提案する場合、代表する者だけでなく構成する個々の者についても、福島県内に本社又は事務所等を有し、県内で確実な業務遂行体制が確保されていることを要件としているため、①のパターンであることが必要です。

※質問のあった内容については順次回答いたします。